第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇〇二人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八三〇人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七二八人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇七三人は、警察官の定員とする。
特定個人情報保護委員会	三二人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、五五六人	
消費者庁	三〇一人	

第一条第三項中「三五人」を「三四人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十六年九月三十日までの間	一三、七五八人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一三、七三二人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十六年九月三十日までの間	五、二三三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十六年九月三十日までの間	五二、四六四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、四一四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	平成二十六年九月三十日までの間	七一、一一一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十六年九月三十日までの間	二、一二〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	平成二十六年九月三十日までの間	三一、六四〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十六年九月三十日までの間	八、一五〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十六年九月三十日までの間	五九、一五〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	平成二十六年十二月三十一日までの間	二、八一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
国家公安委員会	平成二十六年九月三十日までの間	七、七三九人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇八四人は、警察官の定員とする。
金融庁	平成二十六年九月三十日までの間	一、五七一人	

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十七号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び脱脂乳」を「、脱脂乳」に、「とする」を「及びナチュラルチーズとする」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎